

KawAi

「愛」のあるまち

広報かわい 2020.7

特集

元気いっぱい かがやきの森こども園

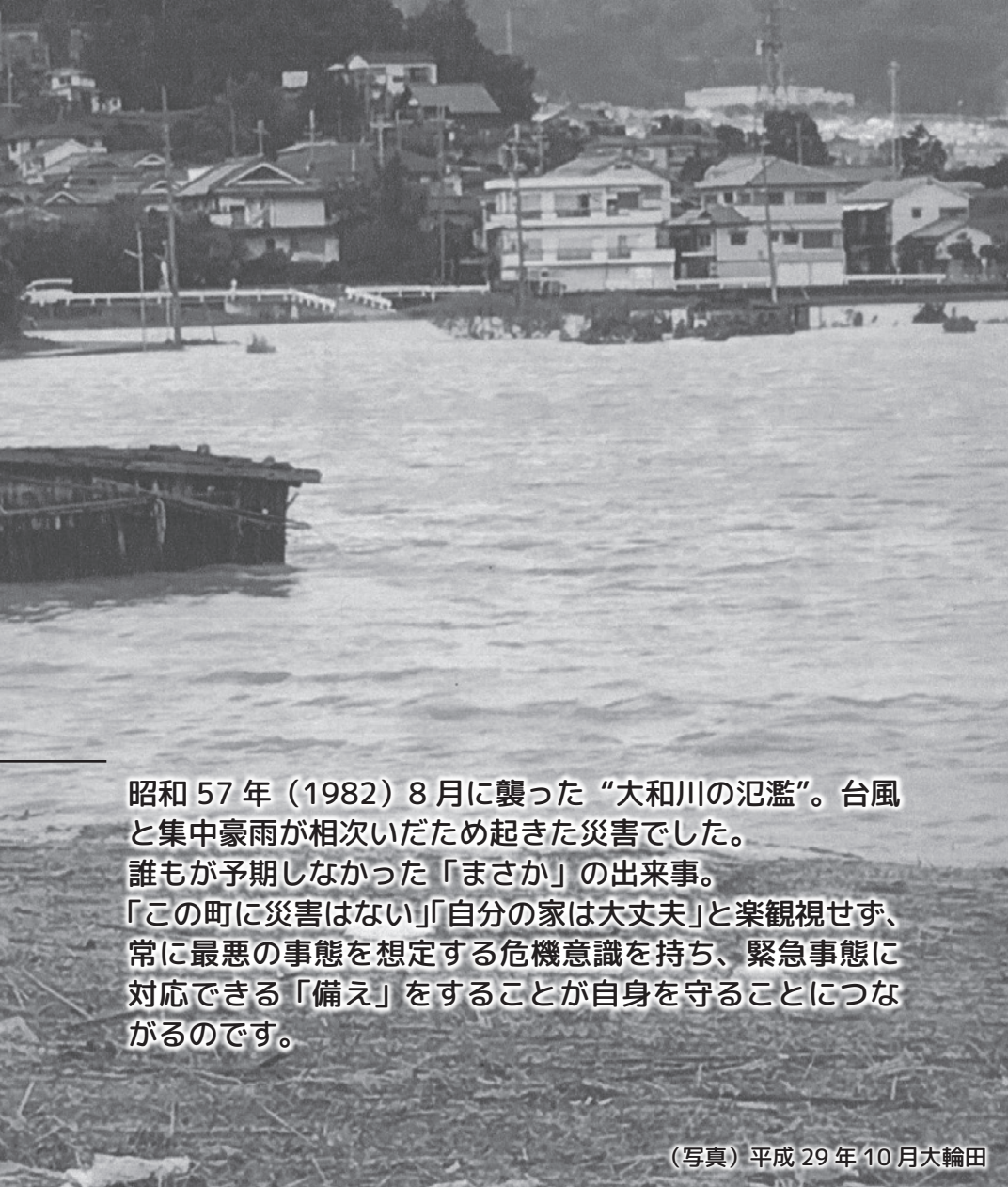
連載企画

- 河合町まちなかインタビュー
「KawAi Voice」
- かわいい子どもたちが大集合
「kawaii!きっず♡」

TOPICS

- 防災
「自らの命は 自らが守る」
- 春の叙勲

今月の表紙: たんぼの楽耕(KAWAI NEWS)



昭和 57 年（1982）8 月に襲った“大和川の氾濫”。台風と集中豪雨が相次いだため起きた災害でした。誰もが予期しなかった「まさか」の出来事。「この町に災害はない」「自分の家は大丈夫」と楽観視せず、常に最悪の事態を想定する危機意識を持ち、緊急事態に対応できる「備え」をすることが自身を守ることにつながるのです。

（写真）平成 29 年 10 月大輪田



自らの命は 自らが守る

4 月に各世帯に配布しました「河合町総合防災マップ」で
次のチェックをしましょう。

1 お住まいの地域は大丈夫？（P.13～25）

- ご自宅が浸水の恐れのある地域か確認をしましょう
- 近くに洪水や増水の恐れがある河川、用水路はありますか？

2 ご自宅と周辺の安全チェック（P.4）

- 側溝や排水溝の雨水が通りやすいように掃除をしましょう
- 屋根や壁などの点検修理、庭の木などの手入れをしましょう

3 もしもの時の非常用品を準備しましょう（P.7）

- 避難時に最小限の必要な物
- 避難後に生活を支える非常備蓄品を最低 3 日分
→食料品などの備蓄には「ローリングストック法」が有効です

4 家族の安否（P.3、P.26）

- 家族が離ればなれになった時のために、連絡方法や避難所を決めておきましょう
→N T T の災害伝言ダイヤルを活用してください



河合町総合防災マップが必要な方はお問い合わせください。町ホームページにも掲載しています。

●問い合わせ 安心安全推進課 ☎内線 243



自助・共助・公助の連携 プラス「近助」

大きな災害が起こった時、行政機関が対応（公助）に当たりますが被害の状況によっては、応急活動が追いつかない場合も想定されます。ご家庭での災害に対する準備（自助）、お住まいの地域での防災訓練や自主防災組織の結成など（共助）と共に、とても心強いのはご近所とのコミュニケーション（近助）です。「向こう三軒両隣」という言葉があります。普段からご近所とつながりを持ち、困ったときには助け合いましょう。

台風が接近してきたら

●最新情報をチェック

テレビやラジオ、インターネットで最新の台風状況や雨雲の動きを確認しましょう。（台風の進路から外れていても台風の影響で大雨が続くことがあります。）

●戸締まりと補強

ご自宅の周辺の点検、窓や雨戸を閉め、補強をしましょう。

☆防災マップで浸水の恐れがある地域や、過去にご自宅が浸水したお宅は、家財道具を高いところへ移動するなど床上浸水対策をしてください。

台風上陸！

●正確な情報の入手と避難

警戒レベルは5段階にレベル分けされ、段階により皆さまが取るべき行動をお知らせするものです。

警戒レベル5	災害発生情報 【河合町が発令】
警戒レベル4 全員避難	避難勧告 避難指示（緊急） 【河合町が発令】
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難準備 高齢者等避難開始 【河合町が発令】
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 【気象庁が発表】
警戒レベル1	早期注意情報 【気象庁が発表】

☆警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。避難経路が浸水しているなどで避難できていない場合は、ご自宅の2階やすぐ近くのビルの高階層に移動（垂直移動）し、救助を待つという判断も必要です。

●絶対にしてはいけないこと

- ・用水路や川の見回り
- ・屋外での作業

避難所では

新型コロナウイルスなどの感染拡大を防ぐため、避難所用パーテーションやイージードームハウス（感染者の隔離や、診察スペース）を新たに購入予定です。



イージードーム
ハウス

※感染症拡大防止のため、安全な場所にお住まいのご家族やご親戚の家に避難するよう、ご協力ください。

停電になった場合

停電は、台風が去ってからでも復旧に半日以上かかる場合があります。エアコンや扇風機、冷蔵庫の冷たい飲食物で暑さをしのぐことができません。熱中症の危険もあります。停電した時のために、冷たいお茶を水筒に入れておいたり、保冷剤を凍らせておくなど、復旧するまでの暑さ対策をしておきましょう。

また、懐中電灯やロウソク、スマートフォンなどのモバイルバッテリーなどを事前に準備しましょう。

過去の災害から学ぶ

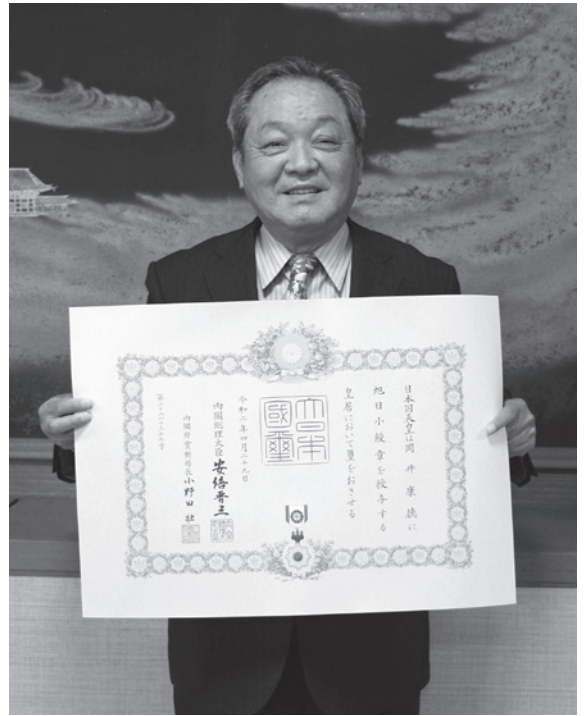
過去の災害は私たちに教えてくれます。「自分の町は大丈夫」は、ないということを...

普段からの防災についての心構えが大切です。この記事をきっかけに、これからの台風シーズンに向けて、ご家族で防災について話し合い、避難を開始する基準「避難スイッチ」を定めておきましょう。

春の叙勲

この名誉ある受章に心からお喜び申し上げますとともに、今後もより一層のご活躍をお祈りします。

旭日小綬章（地方自治功労）



岡井 康德さん（70）川合

昨年4月までの28年間、河合町長を務められました。

——受章されたお気持ちを聞かせください。

皆さまの支えによっていただいたと思っております。町民の皆さま、長期にわたって関係していただいた方々に感謝しています。

——ふるさと河合町について、教えてください。

生まれも育ちも河合町。私が生れ育ちの町を思い浮かべると、町の形がすごく変

わってきました。

まず、現在、西大和二ユータウンになっているところが山でした。山には田んぼ、畑があり、いちご、桃などの果物がたくさん植えてありました。高塚台のあたりは雑木林で、よく遊びに行つて、木登りなんかしていました。

——町長になろうと思われたきっかけはありましたか？

父親を見ていて、中学校時代から、村長になるといふことは意識していました。

初当選が41歳のときで、平

成3年でした。当時から、町民目線での行政を大切にしてきました。

——現役時代の取り組みや思い入れの深い事業、記憶に残っているものはありますか？

28年の任期の中で一番記憶に残っていることは、土地開発公社の解散ですね。このために何度も何度も県や国に陳情に行きました。その陳情の内容は、土地開発公社の解散のための補助金などの支援措置をお願いすることでした。河合町のこの行動から、土地開発公社解散のための制度、第三セクター等改革推進債ができ、今の仕組みになったと自負しています。

第二は教育です。子どもの教育はひとつの柱としてずっと持っていました。わたしが就任した当初は、町立で一つの幼稚園、5つの保育所がありました。このような環境の中で、子どもに関することはとても大切にしてきました。最終的には1つだけになりました。

したが、「教育に始まり教育に終わる」この思いは今でも変わっていません。

また、バブルがはじけた後の自治体にとって一番厳しい時代に町長をさせてもらったと思います。

正直、しんどかった。それでもその中で町民の方々に支えてもらい、7回当選したことは誇りであり、喜びです。

——引退後の生活はどうですか？

引退してゆっくりしているかといえば、それでもありません。将来の夢のある若い人たちに協力できることはないかと、引退してからずっと考えています。

——今後の町政に期待することはありませんか？

町民にとってプラスになることが何か、何が一番必要なことをかを行政と議会で議論し、未来を担う子どもたちのために、良い方向に進んでいただければと思います。



令和2年度 河合町総代・自治会長会

総代・自治会長会は、本町のいわゆる自治会連合会であり、防災防犯などの自主的活動を通じて地域の絆づくりに取り組まれています。

また、町と地域のパイプ役として、行事や事務連絡、大字・自治会の要望などさまざまな面でご

協力をいただいています。

今年度の総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面により開催されました。

各総代・自治会長の皆さんは次のとおりです。

会 長 高岡 宏芳 (高塚台二丁目)
副会長 山本 孝典 (薬井)
// 中浦 和子 (星和台公団)
会 計 高橋 史博 (大輪田)
監査委員 大沼 清訓 (穴間)
増本 達哉 (池部)
松井 清豪 (長楽)

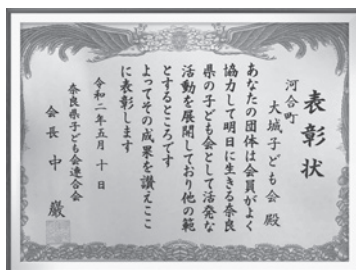
山村 喜信 (城古)
山中 實 (市場)
藤岡 修身 (西穴間)
中山 久容 (城内)
服部 源太郎 (山坊)
青木 壽男 (佐味田)
福井 善明 (泉台)

吉岡 美恵子 (星和台)
松江 庸介 (広瀬台)
梶井 英博 (中山台)
横尾 美絵 (高塚台)
林 賢 (久美ヶ丘)
疋田 俊文 (緑ヶ丘)
喜多 恵里 (彩りの杜)

「大城子ども会」受賞おめでとうございます。

5月10日(日)「大城子ども会」が「奈良県子ども会連合会」より表彰されました。市町村連合会・子ども会・指導者組織および育成組織として、10年以上にわたり活発な活動を展開され、その功績を讃えられて今回の表彰となりました。

おめでとうございます。



荒廃農地活用事業 たんぼの楽耕

6月20日(土)梅雨の最中、天候にも恵まれ「たんぼの楽耕」では、昔ながらの手植えで田植え体験を実施しました。

品種は「ヒノヒカリ」で、10月中旬に稲刈りを予定しています。興味のある方は、地域活性課(☎内線117)までお問い合わせください。



下痢や腹痛、吐き気などの症状を引き起こす“食中毒”。

その主な原因は、「細菌」と「ウイルス」です。

細菌は温度や湿度などの条件がそろえば食べ物の中で増殖し、

それを食べるにより食中毒を引き起こします。

細菌が原因となる食中毒は夏場（6月～8月）に多く発生しています。

一方、ウイルスは低温や乾燥した環境で長く生存し、細菌のように

食べ物の中では増殖しませんが、食べ物を通じて体内に入ると、

人の腸管内で増殖して食中毒を引き起こします。

悪化すると命にかかわることもあり、注意が必要です。

食中毒を予防する「3つの原則」

1. つけない！

細菌を食品に付着させないために、手洗いを徹底。食品や調理器具もしっかり洗いましょう。また、まな板や箸などは生もの用とそれ以外などに分けることも大切です。

2. 増やさない！

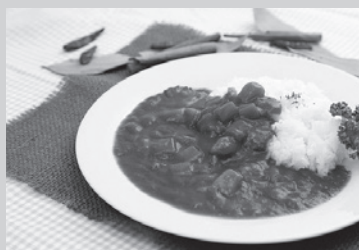
細菌の多くは 10℃以下で増殖が緩やかになり、-15℃以下で増殖が停止します。高温多湿な環境では増殖が活発になるため、冷蔵庫で保存するようにしましょう。

3. やっつける！

細菌やウイルスは多くの場合、加熱により死滅します。調理器具も熱湯をかけるなどして殺菌しましょう。

実は危険！翌日の「カレー」

一晩寝かせたカレーはおいしいと言いますが、夏の時期は注意が必要です。一度にたくさん作ることが多いカレー。そのままキッチンに放置しているとカレーの中に潜む細菌が繁殖し、食中毒の原因となります。翌日以降にカレーを食べる場合には、冷蔵・冷凍で保存するようにしましょう。



これから
の時期
に
気
を
つ
け
た
い

「食中毒」
FOOD POISONING



議会事務局 高根 あき 亜紀

今月のイチオシ職員

One for All All for One

ひとはみんなのために
みんなはひとつの目的のために

Kawai Town Office

町政運営につながる議会が
円滑に行えるよう、サポート
している職員を紹介

町議会議員と行政の パイプ役

議会運営をサポート

高根さんは、平成6年に入庁。平成26年から議会事務局に配属となり、議員の皆さんと町の橋渡しの役割をしています。

年に4回行われる定例会と、必要に応じて開かれる臨時議会。その議会を開くためには、まず日程調整や議案審議の方法などを決めなければなりません。それを決定するのが議長で、そのサポートをするのが議会事務局の務めです。議会が開かれ、そこで議決されたことがその後の町政運営につながるため、皆さまの生活にかかわる重要な役目を担っています。

議員の皆さんからは「議会改革をしていこう」と、議会の進め方や、委員会の進め方、町民の皆さんのためにはこうした方がよいなど、さまざまな意見が出ているそうです。

議員懇談会を開催するなど、議員の皆さんでの意見交換もとても盛んなようです。「懇談会の中で出た案件をどう進めていくかを補佐することが大変ですが、

それがやりがいでもあります」と高根さん。議員の皆さんがどう思うかで町政について考えているかをしっかりと聞き、その

思いに添えるため、いつもパワフルに役場内を駆け回っています。



▲ 議長と打ち合わせ

ソフトボールのすごい選手でした

中学校から大学生までソフトボールをしていた高根さん。サウスポーのピッチャーで、170cmの高身長を活かし、学生時代に数々の成績を残されています。当時の奈良文化女子短期大学付属高等学校ではインターハイに出場。園田学園女子大学では全日本大学選手権でベスト8、西日本大会で優勝。さらに、大学生の日本代表としてブラジルに遠征した経験も。スゴすぎます！

入庁してからは、町のソフトボールチーム「河合クラブ」に所属されています。



▲ 学生時代の高根さんカッコイイ！

スポーツだけじゃないんですよ。茶道・華道・着付けもできて、女子力高めです。



▲ 素敵な作品ですね♡



▲ 憧れます♡

最後に一言。「他町の議会の動向なども注視し、情報交換をしながら、日々、勉強をしていかなければいけないと思っています」議会を通じて、より良い町を目指します。

議会だより

KAWAI TOWN ASSEMBLY

5月8日、令和2年第4回河合町議会臨時会で選出された正副議長ならびに各委員会の正副委員長、委員は次の通りです。

すきもと みつきよ
枚本 光清 議長

就任のあいさつ



盛夏のみぎり、皆様にはますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。また、平素は町議会活動に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の5月臨時会におきまして議員諸氏のご推挙により、引き続き議長の重責を務めさせていただくことになりました。本町は慢性的な財政難から脱却することができず依然厳しい状況が続いており、さらに今年は新型コロナウイルス感染症による世界規模の不安と緊張が広がっております。大幅な税の減収と経済へのダメージは避けられない1年になると思われます。公正で開かれた議会運営とともに危機管理能力（リスクマネジメント）と落ち込んだ経済からの回復力（レジリエンス）が重要なポイントと捉え、議員一丸となり、皆様の負託に応えられる議会となりますよう職責を全うする所存でございます。

今後皆様様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

はせがわ しんいち
長谷川 伸一 副議長

就任のあいさつ



5月の臨時会におきまして、副議長に就任させていただきました。また、長谷川伸一です。

今年1月から新型コロナウイルス感染症が全世界に広がっており、終息の見込み極めて厳しい現在です。経済的ダメージもリーマンショック以上になるものと思われまます。今年度は税など大幅な減収が生じると予測され、行財政運営を慎重に行う必要があります。

慣例にとらわれることなく、議長始め全議員と協力して町民本位の立場で積極的政策提言や政策立案を行い、町の発展とこの未曾有の難局を乗り切るよう最善を尽くす所存です。

町民の皆さまに、町議会への一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

おかだ やすのり
岡田 康則 前副議長

退任のあいさつ



副議長退任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。1年間大過なく副議長を務めさせていただき、住民のみなさまありがとうございました。ありがとうございました。

各議員の皆様のご協力、また理事者はじめ職員の皆様、さらには議会事務局職員のご協力をいただきつとめ上げることができました。改めまして感謝を申し上げます。

町議会に寄せられる期待と課題は大きいものがあります。先ず財政安定と安心・安全の河合町を目指して一議員として誠心誠意取り組んでまいりますので、引き続き宜しくお願い致します。最後に、新型コロナウイルスの影響で生活の有り方が変わりつつ有ります。が、河合の地域力で乗り越えて行きましよう。

.....

議会運営委員会

会期や議案審議の方法などについて協議します。

委員長 ときわ しげのり

副委員長

森光 祐介

委員 梅野 美智代

大西 孝幸

坂本 博道

馬場 千恵子



委員

は せ がわ しんいち
長谷川 伸一



委員

ときわ しげのり
ときわ しげのり



委員

もりみつ ゆうすけ
森光 祐介



副委員長

おかだ やすのり
岡田 康則



委員長

ば ば ち え こ
馬場 千恵子

町の財政、町税、防災、教育及び他の委員会に属さない事項を調査・審査します。

総務常任委員会



委員

にしむら きよし
西村 潔



委員

なかやま よしひで
中山 義英



副委員長

さかもと ひろみち
坂本 博道



委員長

うめの みちよ
梅野 美智代

社会福祉、保健衛生、環境衛生などその他厚生一般に関する事項を調査・審査します。

厚生常任委員会



委員

たにもと まさひろ
谷本 昌弘



委員

すぎもと みつきよ
枚本 光清



副委員長

さとう としはる
佐藤 利治



委員長

おおにし たかゆき
大西 孝幸

農業、商工、道路、河川、都市整備、上下水道、住宅その他経済建設一般に関する事項を調査・審査します。

経済建設常任委員会

令和2年第4回(5月)臨時会 議決結果賛否一覧

○…賛成 ●…反対

議案番号	議 案 名	森光 祐介	ときわ しげのり	梅野 美智代	佐藤 利治	中山 義英	坂本 博道	長谷川 伸一	枚本 光清	大西 孝幸	馬場 千恵子	岡田 康則	西村 潔	谷本 昌弘	議決結果
議案第30号	令和2年度河合町一般会計補正予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
議案第31号	河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度河合町一般会計補正予算)	○	●	○	○	●	●	●	議長は採決に 加わりません	○	●	●	●	●	原案承認(賛4・反8)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例等の一部改正)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険条例の一部改正)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)
議員発議 第6号	新型コロナウイルス対策に関する議会議員報酬削減に向けての決議	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決(賛12・反0)

財政課からのお知らせ

専決処分の不承認に伴う措置について(報告)

令和元年度河合町一般会計補正予算(第9号)については、年度途中で総合福祉会館や文化会館において緊急発生した施設の設備改修の財源とするための地方債や、年度末にならなければ金額が確定しない減収補てん債などの増額補正を行いました。

これらの地方債は、施設改修や交付金の減収を補てんするために必要な財源であるため、令和元年度末までに議会の議決を得る必要がありましたが、年度末で議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付けで専決処分を行いました。

なお、公共施設については将来にわたって使用できることから、施設の新設や改修などの費用は、世代間の公平性の観点から地方債を活用しています。地方債を発行する場合には徹底した経費削減により必要最小限の費用で実施すると共に、町の負担が最小限となる地方債を発行することで後年度の財政負担を可能な限り圧縮するように努めています。

専決処分の報告と不承認になった場合の措置について

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、次の議会に報告しその承認を求めなければならないことから、令和2年第4回(5月)河合町議会臨時会に承認を求める議案を提案しましたが、不承認となりました。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、長は速やかに、その専決処分に関して必要と

認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」としては、補正予算の提案などが考えられますが、今回の補正予算が年度末での専決処分であり、予算の修正は困難であると判断いたしました。

そこで、専決処分を行った経緯および専決処分が不承認となったことについて、町民の皆さまにご説明し、この旨を町議会にご報告させていただく次第です。

今後の町政運営について

今回の提案議案の不承認について、提案者である町長として、この結果を大変重く受け止めると同時に、町民の皆さまに心よりお詫びを申し上げます。

今後は、町民の皆さまへの情報提供に努めるとともに、

より一層、議会との意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

用語解説と条文の抜粋

■専決処分

本来議会において議決、決定する事件について、特定の場合に地方公共団体の長が議会に代わって当該事件を処分すること。

■地方自治法第179条

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(2) 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

(3) 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(4) 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

●問い合わせ 財政課 ☎内線 222

財政状況

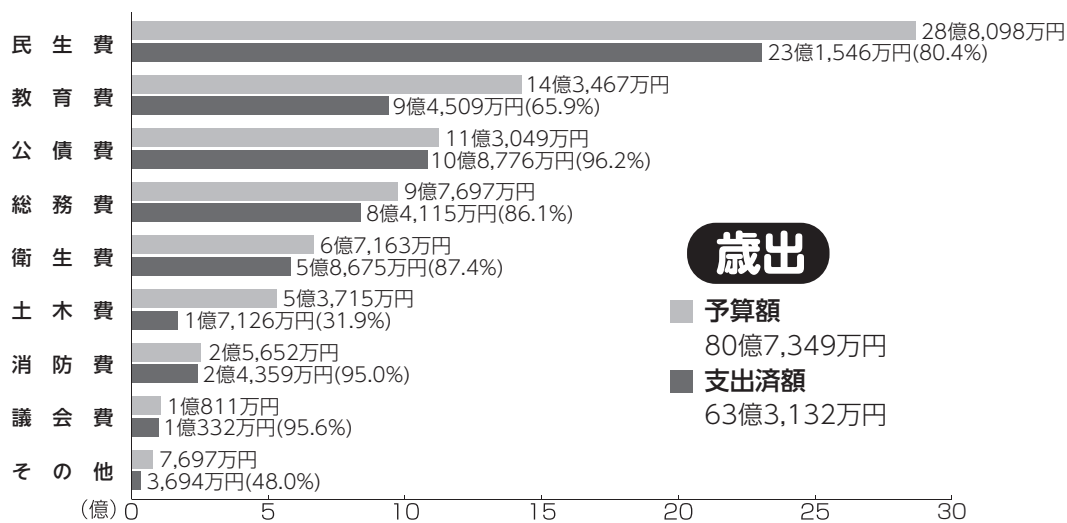
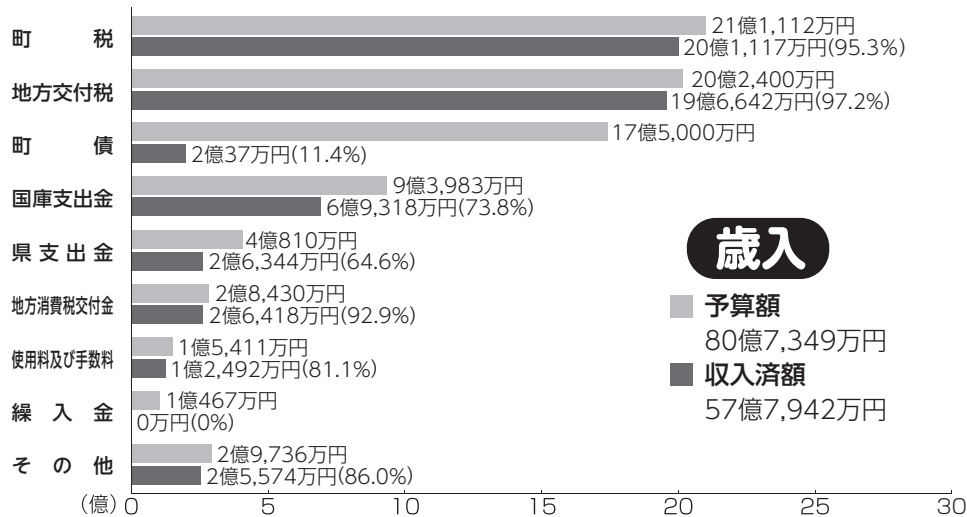
令和元年度 下半期

[令和2年3月末現在]

町の財政がどのように運営されているのか、皆さんにご理解いただくため、財政状況を公表します。

今回は、令和元年度下半期(令和元年10月～令和2年3月)の執行状況をお知らせします。

◇問い合わせ 財政課 内線222



特別会計別予算の執行状況

(単位：千円)

会 計 名	現計予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	2,236,631	1,992,933	89.1%	1,930,518	86.3%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,000	3,396	84.9%	3,664	91.6%
下水道事業特別会計	674,773	203,771	30.2%	643,368	95.3%
水洗便所改造資金貸付事業特別会計	3,600	2,100	58.3%	0	0.0%
介護保険特別会計(保険事業勘定)	1,916,871	1,504,560	78.5%	1,620,145	84.5%
後期高齢者医療制度特別会計	375,102	310,413	82.8%	360,975	96.2%
合 計	5,210,977	4,017,173	77.1%	4,558,670	87.5%

町債の残高

(単位：千円)

会 計 名	平成30年度末 残高A	令和元年度 借入額B	令和元年度 返済金C	令和元年度末残高 (A + B - C)
一 般 会 計	12,752,584	200,367	998,891	11,954,060
特別会計				
住宅新築資金等貸付事業	5,539	0	2,475	3,064
下水道事業	4,493,258	0	338,836	4,154,422
合 計	17,251,381	200,367	1,340,202	16,111,546

基金の現在高

(単位：千円)

基金の名称	目 的	3月末日 現在高
減債基金	町債の償還財源の確保、負担の平準化	450
財政調整基金	財源の調整	121,207
公共下水道建設基金	下水道の整備	1,021
水洗便所改造資金貸付基金	水洗便所改造資金の貸付	2,900
公共施設整備基金	公共施設の整備	818
ふるさと創生基金	独創的、個性的な地域づくり	587
地域振興基金	地域の福祉活動の促進、快適な生活環境の形成	70,510
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政運営の安定化	362,410
小中学校ボランティア推進基金	児童生徒のボランティア活動の推進	607
介護給付費準備基金	介護保険事業の財政運営の安定化	211,650
合 計		772,160

こども園の一日



子どもたちの農園「森森ファーム」

西穴闇保育所と河合幼稚園の子どもたちが、ここ数年楽しませていただいた「ぶどう狩り」。そのぶどう畑の半分をかがやきの森こども園の畑「森森ファーム」として利用させていただこうと考えました。開園数ヶ月前の提案にも関わらず、快く畑作を引き受けてくださったのが、ボランティアの久保さんです。本来なら広くボランティアを募って行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から久保さんを中心とした関係者数人による畑作りとなりました。4月当初には完成し、5歳児の子どもたちの手で「さつまい

もの苗」を植える予定でしたが、これも登園自粛の影響を受け、スタッフが植えました。通常の保育が始まった6月からは、徐々にボランティアの方々を増やし、子どもたちとの交流も増やしていきたいと思っています。



農園ボランティア
久保 正美さん

KawAi 2020.7 [特集] 元気いっぱい かがやきの森こども園 OPEN

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。質の高い教育・保育・子育て支援を行い、健やかな子どもの育成を行っています。

「自分らしく輝き、豊かな心と生きぬく力」を育みます。

そもそも、認定こども園って？

認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方をあわせもった施設で、0歳～小学校に上がるまでの子どもたちの教育と保育を行います。子どもの年齢幅が広いと、保育士が見守る中で異年齢の交流ができることや、親の就労状況による転園などのリスクも軽減されます。また、かがやきの森こども園は完全給食のため、小学校に上がる前から給食に親しむこともできます。その他にも、未就園児への子育て支援にも取り組んでいます。

いきいき

「いきいきとたくましい心身の子ども」

- ★ 基本的生活習慣の確立と知・徳・体のバランスのとれた人間育成
- ★ いろいろな遊びを通じて、積極的に体を動かし伸びやかに活動することで達成感や満足感を味わう
- ★ 自然に囲まれた環境の中でさまざまな感動体験をする

わくわく

「わくわく好奇心いっぱい元気な子ども」

- ★ 感じたことや経験したことを表現できる力を養う
- ★ 何でもおいしく食べる元気な体を作る
- ★ 調べる、比べる、尋ねるなどのさまざまな手法を組み合わせ楽しみながら課題を見出し解決する力を培う

にこにこ

「にこにこ笑顔の心やさしい子ども」

- ★ 友だちや先生、身近な人との関わりを深めながら自分を知り、周りのことを理解できる力を培う
- ★ 自分のことは自分でできる自立心を養う
- ★ 命の大切さや慈しむ心を育む

きらきら

「きらきらと輝き伸びやかに生きぬく子ども」

- ★ 人や物との出会い、多くの出来事や経験をする中で豊かな人間性を育む
- ★ いろいろな世代や背景の人との触れ合いをすることで、人と人とのつながりや温もりを感じ、周囲から見守られている実感をもつことで健やかな心を育む

新型コロナウイルス感染症関連情報

6月15日(月)から町立の小中学校では給食も始まり、クラブ活動も再開しました。特に、小学校に入学したての1年生の子どもたちやご家族は、これからやっと学校での新しい生活に慣れていくところですね。小さくても楽しいことをたくさん見つけてください。

今年は梅雨らしい梅雨入りと共に、気温と湿度が上がり、マスクを付けての生活に注意が必要です。

新しい生活様式の中で工夫しながら、これからの季節をしっかりと乗り切りましょう！



河合町長 清原 和人

公共施設の利活用についても、3つの密(密集、密接、密閉)を避けながら「うつらない・うつさない」を心がけることが大切です。

「新しい生活様式」と

夏の熱中症予防

①暑さを避けましょう

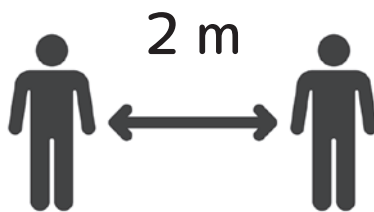
エアコンをつけていても、ときどき換気をしましょう。



30分に1回が目安

②適宜マスクをはずしましょう

気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意。屋外でも人との距離を十分にとれる場合はマスクを外すなど、適宜休憩しましょう。



③こまめな水分補給を

マスクをしているときは、喉が渇く前に水分補給。汗をかいたときは塩分補給も忘れずに！



④健康チェック

日頃から体温測定など、体調が悪いと感じたら自宅で静養しましょう。



⑤暑さに備えた体づくりを

「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる程度の運動を毎日30分程度しましょう。



町民プール中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度は町民プールを中止します。

早期収束を目指して「うつらない、うつさない」の徹底にご協力をお願いします。

●問い合わせ スポーツ振興課

☎ 56・4600

人権SOS

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する不当な差別や偏見をなくしましょう。

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ごやぐい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 ☎ 56・4600

パソコン・スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

●問い合わせ 奈良地方方法務局葛城支局 ☎ 52・4941

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)

下のQRコードを読み込んでください

相談する

人権SOS



「あやしいな」と思ったら すぐ相談！

左記について役場からお願いすることはありません。

- ・ATMの操作
- ・手数料の振込
- ・メールなどによる操作

通帳、キャッシュカード、暗証番号などは渡さない！教えない！

●問い合わせ

西和警察署 ☎72・0110
 安心安全推進課 ☎内線243
 消費者ホットライン ☎188
 (局番なし)

各支援対策

水道料金（基本料金）を 免除します

新型コロナウイルス感染症支援経済対策として、水道料金（基本料金）を次のとおり免除します。（申請等は不要）

●免除期間

令和2年7月・8月・9月の3ヶ月のご使用分

●免除金額

ご使用のメーター口径により異なります。

（口径は、メーター検針時のお知らせ票に表記）
 ●検針時お知らせ票についての注意

メーター検針時のお知らせ票（上下水道料金）には免除前の金額が表記されていますが、ご請求の金額は下記表の金額を控除した金額となりますので、ご了承をお願いします。

また、町からの請求は、ご使用月の2ヶ月遅れとなっていますので、あわせてご了承をお願いします。

●問い合わせ 上下水道課
 ☎56・5210

(円:税込み:月当り)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	臨時使用の場合
免除額	1,320	1,540	7,700	12,100	17,600	22,000	1,540

※75mm以上は上下水道課までお問い合わせください。

国民年金保険料の免除申請

●対象となる方

次の2点をいずれも満たした方
 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと

②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

●対象期間

令和2年2月分以降の分

●申請先

大和高田年金事務所

●申請に必要な書類（2種類）

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書

※書類は郵送にてご提出ください。申請書のダウンロードや詳細については、日本年金機構ホームページでご確認ください。

●問い合わせ

大和高田年金事務所
 ☎22・3531



定額給付金について

【受付と振込の予定】

●申請期限

8月20日（木）役場必着

●振込予定日

毎週月曜日と木曜日

●申請に必要なもの

①申請書（世帯主などが印刷されていますので、必要事項を記入してください）
 ②世帯主の本人確認書類（運転免許証、パスポート、保健証などのコピーを貼り付けてください）

③振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードの名義人と口座番号のわかるこのコピー）

※本町では郵送受付開始日以降のオンライン申請はできません。郵送している申請書をご返送ください。

●給付金の申請でお困りの際は、お問い合わせください。

●申請書をなくした

●申請書を郵送できない、書けない（自分だけで出歩けない、介助が必要、支援者がいないなど）
 ●必要な書類がわからない
 ●必要な書類のコピーができない

●問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策推進室 ☎内線272



かがやきの森こども園 つばみクラブ

未就園児を対象に交流会を行います。

同じ地域に住む保護者との出会いや在園児との交流、遊びや活動を通して集団活動に慣れ、園生活を楽しむきっかけにしていきたいと考えています。

次年度に入園をお考えの方は、親子で参加してみませんか？ぜひ遊びに来てください。

- 対象 【2歳児】平成29年4月2日～
平成30年4月1日生まれ
【3歳児】平成28年4月2日～
平成29年4月1日生まれ
【4歳児】平成27年4月2日～
平成28年4月1日生まれ



- 費用 年間1,000円(制作材料費・諸費用など)
●申込期間 7月1日(水)～7月15日(水)
●受付場所 かがやきの森こども園
●交流予定



月	日	曜	内容
7	21	火	こども園説明会 親子遊び
9	26	土	運動会(変更の可能性有)
10	6	火	在園児と交流
11	17	火	作品づくり
12	15	火	クリスマス会
1	19	火	お楽しみ♡

※実施日は運動会を除き火曜日を予定していますが、変更する場合があります。

- 問い合わせ かがやきの森こども園(担当:赤松)
☎58-2350



国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場国民年金窓口または出張所で手続きをしてください。

令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の免除申請の受付は、7月1日(水)から開始されます。また、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。申請を忘れていた期間がある方はご相談ください。

- 問い合わせ 大和高田年金事務所 ☎22-3531
住民福祉課 ☎内線163

KAWAI



information

- 役場からのお知らせ -



健康・医療



スポーツ



福祉



文化・教育



生活・環境



その他



街路樹薬剤散布

下記の期間で街路樹の害虫駆除の薬剤散布をします。ご理解とご協力をお願いします。地域の皆さまにご迷惑をおかけしますが、路上駐車のないようお願いします。

- 散布予定期間 7月1日(水)～31日(金)のうち2日間
※天候により期間が遅れる場合があります。

- 散布地域 星和台・中山台・広瀬台・高塚台・久美ヶ丘・泉台(地図の太線箇所を散布予定)

- 問い合わせ 地域活性課 ☎内線196



麻しん風しん混合予防接種

体調の良い時に早めに受けましょう。

- 【第1期】1歳の間。2歳を過ぎると有料になります。

- 【第2期】平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれで、まだ接種をしていない方(小学校就学前年度)。令和3年3月31日を過ぎると、予防票は無効になります。

- 問い合わせ 保健センター ☎56-6006



健康カレンダー



成人健康相談(生活習慣病予防)

- とき・ところ 7月10日(金) 保健センター
7月22日(水) 図書館
午前10時～11時
- 対象 町内在住の成人
- 内容 血圧測定・尿検査・個別相談・栄養相談
- 持ち物 健康手帳



乳幼児相談

- とき・ところ 7月2日(木)・8月6日(木) 保健センター
午前9時15分～10時30分
7月22日(水) 図書館 午前10時～11時
- 対象 町内在住の乳幼児・妊産婦
- 内容 計測・各相談(栄養・育児・歯科・授乳)
※7月2日(木)は助産師による授乳相談
※8月6日(木)は歯科衛生士による歯科相談
- 持ち物 母子健康手帳



3歳6ヶ月児健診

- とき・ところ 7月9日(木)・30日(木)
保健センター
- 受付 午後1時～3時30分
- 対象 対象児には通知します。
- 持ち物 母子健康手帳、問診票



1歳6ヶ月児健診

- とき・ところ 7月9日(木)・28日(火)
保健センター
- 受付 午後1時～2時15分
- 対象 対象児には通知します。
- 持ち物 母子健康手帳、問診票



ぷちサロン(乳幼児相談の時に開催)

- とき・ところ 7月2日(木)8月6日(木) 保健センター
午前9時15分～10時30分
- 対象 町内在住の乳幼児・妊産婦
※乳幼児相談時に遊べるスペースを設けています。(予約不要)



マタニティ相談

- とき・ところ 7月2日(木) 保健センター
- 受付 午前11時～12時
- 対象 町内在住の妊産婦
- 内容 助産師による妊婦さんの相談
※要予約

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必要に応じ延期などの措置をとる場合があります。当日、風邪の症状や発熱、倦怠感などがある際は事前にご連絡ください。

※送迎等でお越しの方 保健センター前の道路はスクールゾーンのため、午前7時30分～9時までは進入禁止となっています。

●問い合わせ 保健センター ☎56-6006



自立支援医療(精神通院)をご利用の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、自立支援医療(精神通院)の有効期限が自動で延長されます。

【対象者】 ①②のどちらも満たす方

- ①現在、自立支援医療費受給者証(精神通院医療)をお持ちの方
- ②自立支援医療費受給者証の有効期間の終了日が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

※お手持ちの受給者証の有効期間の終了日が、自動的に1年間に限り延長されます。更新手続きは不要です。

※有効期間の終了日が読み替えになりますので、今回に限りお手持ちの受給者証をそのままご利用いただけます。

(例)有効期間「令和元年8月1日～令和2年7月31日」
→「令和元年8月1日～令和3年7月31日」

※すでに更新手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。

※新規、変更手続きは従来どおり必要です。

(住所・保険・自己負担上限額・医療機関等の変更)

●問い合わせ 社会福祉課 ☎内線176



自分たちの手で成人式を作り上げよう

本町の成人式は、新成人がさまざまなアイデアや企画を出し合って自分たちの手で作り上げています。今年度も、令和3年1月10日(日)のまほろばホール開催に向けて、実行委員を募集します。

- 対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日
生まれの新成人(応募多数の場合は選考)
- 受付期間 8月31日(月)まで(当日消印有効)
- 申込方法 「住所・氏名・電話番号」を明記し、FAX、郵送、メールまたは生涯学習課窓口でお申し込みください。

●宛先・問い合わせ

生涯学習課(中央公民館) ※月曜休館

〒636-0053 河合町池部2丁目13番1号

☎57-2271 FAX:57-1165

E-mail:syougaiakusyu@town.kawai.nara.jp



ブロック塀等の撤去工事費を補助します

地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路を確保するため、道路等に面する、地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去工事を行う所有者等に対し、工事に要する費用の一部を補助します。

工事費の1/2(上限は10万円)です。

- 募集件数 5件(先着順)
- 募集期間 7月13日(月)～随時 ※要事前相談
午前9時～午後5時(土日祝日は除く)
- 補助内容 ブロック塀等の撤去工事費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を10万円とする
- 対象 以下のいずれにも該当するもの
 - ①ブロック塀等と道路の接地面からブロックの部分の頂点までの高さ60cmを超えるもの
 - ②ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離以上に高いもの
 - ③点検項目を用いてブロック塀等の外観的視点検を行い、不適合科目が一つ以上あるもの
 - ④通学路に面する部分

※③については、事前相談の際に確認させていただきます。
- 注意事項 必ず事前にご相談ください。事業対象かの確認させていただいてから、申し込み受付となります。なお、事前にブロック塀等を撤去された方は、補助対象外となります。
- 問い合わせ 安心安全推進課 ☎内線242



文化財を大切に

町内には、ナガレ山古墳をはじめ多くの史跡があります。史跡を見学する時は、みだりに地面を掘ったり、落としている物を拾ったり、物を捨てたりしないでください。

また、落としている土器や石器、金属類などを見かけた場合は、生涯学習課までご連絡をお願いします。

文化財は、町民だけでなく国民共有の財産であり、未来へと残していく宝です。ご協力をお願いします。

- 問い合わせ 生涯学習課 ☎57-2271

KAWAI



information

－ 役場からのお知らせ －



健康・医療



スポーツ



福祉



文化・教育



生活・環境



その他



限度額適用認定証等の有効期限は7月31日です

【認定証をお持ちの方】

国民健康保険…更新手続きが**必要**です。8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月1日以降に更新申請をしてください。

後期高齢者医療…更新手続きは**不要**です。8月1日以降も引き続き同じ所得区分となる方には、7月下旬に新しい認定証を郵送します。

【認定証をお持ちでない方】

入院や通院で医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります(ただし、保険診療のみ)。自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なりますのでお問い合わせください。

認定証が必要な方は事前に交付申請をしてください。※

※70歳以上の方で所得区分によっては認定証の交付申請が不要場合があります。

- 問い合わせ 住民福祉課

☎内線133・161～165



高齢者の肺炎球菌感染症 定期予防接種

- 対象 令和3年4月1日時点で、満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
- 接種期間 令和3年2月28日(日)まで
- その他 送付している書類をご確認いただき、体調の良い時に接種してください。4月1日以降の転入で書類のない方は、保健センターまでご連絡ください。

※令和2年度対象者の方にはすでに個人通知しています。

- 問い合わせ 保健センター ☎56-6006



固定資産における 現所有者の申告義務について

近年、所有者不明土地や空き家等が全国的に増加しています。河合町税条例改正により、所有者の円滑な把握や公平性の観点から、次の措置が講じられました。

1. 現に所有している方(相続人等)の申告の制度化

登記簿または固定資産課税台帳に登録されている個人の方が死亡し相続登記がされるまでの間において、納税義務者特定と適正化のため、現に所有している方(通常は相続人)は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、氏名・住所等の必要な事項を申告していただく必要があります。

2. 使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産を使用している方がいるにもかかわらず、所有者が不明場合があります。このような場合には、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できることとされていますが、この度の町税条例改正により、震災等の場合にかかわらず、町は、その使用者に事前通知した上で、所有者としてみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになりました。

●問い合わせ 税務課 ☎内線172



釘池公園駐車場のご利用について

自宅の駐車場代わりとして駐車をしたり、公園利用の趣旨に反する利用やマナー違反等が確認されており、公園周辺の防犯対策として、駐車場の夜間閉鎖を実施します。ご協力の程、よろしくお願いします。

●利用時間 3月1日～10月末:
午前8時～午後6時
11月1日～2月末:
午前8時30分～午後5時

●問い合わせ 地域活性課 ☎内線193



国民健康保険被保険者証の更新

8月1日(土)からの新しい被保険者証は、次のいずれかの方法でお渡しします。

【保険税完納の世帯】

7月下旬までに簡易書留で郵送します。万一、被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民福祉課までご連絡ください。

【保険税未納の世帯】

世帯主もしくはそれに代わる方が、税務課で納付相談、保険税納付をされた上で、住民福祉課までお越しください。

●必要なもの 被保険者証・印鑑・保険税

保険税は必ず納付を！

皆さまに納めていただく保険税は、国・県の補助金とともに国民健康保険事業の財源となり、病気やけがをした時の医療費に充てられます。特別な事情もなく保険税を滞納すると、次のような措置がとられます。

- ・督促の送付や延滞金を加算し、滞納処分を実施
- ・有効期間が短い被保険者証の交付
- ・資格証の交付(保険税を1年以上滞納された方)
- ・保険給付(葬祭費・高額療養費など)の全部または一部の支払いを一時差し止め

●問い合わせ 住民福祉課 ☎内線162



後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日(土)からの新しい被保険者証を7月下旬までに簡易書留で郵送します。8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証をご提示ください。有効期限の切れた被保険者証は、ご自身の責任において処分してください。

●問い合わせ 住民福祉課 ☎内線133



献血のお知らせ

- とき 7月16日(木)
午前9時30分～11時30分
- ところ 役場南側駐車場
- 対象 16歳～69歳の方(ただし、65歳～69歳の方は、60歳から64歳の間に献血経験がある場合に限りです。)
- 問い合わせ 保健センター ☎56-6006



自宅からのインターネット通販で外出抑制

トラブルに巻き込まれないように
もう一度確認してください！

！ 悪質サイト、悪質事業者があなたを狙っています

○ 偽ショッピングサイト ではないですか？

販売実態がないにもかかわらず、巧みに払込みだけをさせる悪質なサイトが出回っています。

○ フィッシングサイト にご注意

ショッピングサイトを装って不正に個人情報を読み取る悪質なサイトも出回っています。

○ 大手モールサイトでも偽ブランド品 にご注意を

あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰ですか？
身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます！



！ 一般的に気を付けなければならないこともあります

○ よく確認してください！ 定期購入トラブル にご注意

「お試し価格・1回限り」と思って購入しようとしても、本当は高額での複数回の購入契約かもしれません。

○ 返品ルール をよく確認しましょう

返品については事業者が表示したルールをよく確認しましょう。
「返品不可」と記載されていれば返品することは困難です。



おかしいと思ったら。心配なことがある場合は。一人で悩まず、

消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁番号)

にご相談ください。

てんいち先生



毎月11日は人権を確かめあう日です

毎月11日は人権を確かめあう日です。てんいち先生は、英語の10「てん」と「いち」を合わせて「てんいち」(11)という意味です。



お子様が生まれた方、 児童手当の手続きを忘れずに！

児童手当の新規申請、額改定(第2子以降)の請求は、出生日の翌日から15日以内の申請が必ず必要です。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当を受けることができませんのでご注意ください。

◇問い合わせ 子育て支援課 ☎内線168



農地及び森林の相続等届出のお願い

農地及び森林を相続された場合、届出が必要です。

地域活性課にお問い合わせください。

◇問い合わせ 地域活性課(農業委員会事務局) ☎内線117・198



西和消防署より

火災・救急などの出場状況

	5月中	本年累計
河合町	火災 0件	1件
	救急 51件	329件
西和管内	火災 5件	14件
	救急 480件	2,800件

まほろば夢市

随時生産者を 募集しています！

地元で収穫された野菜などを生産者が提供する朝市です。

◇とき 毎週日曜日

午前9時～売切れ次第終了

◇ところ 近鉄大輪田駅高架北側(雨天決行)

◇その他 駐車場あり。マイバッグを持参してください。

◇問い合わせ 地域活性課 ☎内線117

7月 相談のご案内

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止となる場合があります。

人権・行政・心配ごと相談

家庭のことから国の仕事まで、人権擁護委員・行政相談委員・民生委員が相談に応じます。

とき 7月17日(金) 午後1時～4時

ところ 豆山の郷

問い合わせ 総務課 ☎内線226・227

消費生活相談

契約や買物のトラブル、架空請求や多重債務など、消費生活相談員が相談に応じます。

とき・ところ

①月曜日 午後1時～5時、水曜日 午前9時～午後1時／河合町役場2階相談室

②火曜日 午後1時～5時、木曜日 午前9時～1時／上牧町役場1階町民相談室

問い合わせ 総務課 ☎内線226・227

無料法律相談

相続や不動産、離婚などについて、弁護士が相談に応じます。要予約。

とき 7月22日(水) 午後1時～4時

ところ 役場2階相談室

定員 6人(1人30分)

申し込み 7月20日(月) 午前10時

役場2階相談室にて抽選。定員に満たない場合は、電話予約を受付。

問い合わせ 総務課 ☎内線226・227

女性・DV電話相談

とき 火・金曜日 ※祝日の場合、前日

午前10時～12時、午後1時～3時

電話・FAX番号 NPOなら人権情報センター河合支局 ☎57-2908

子どもに関する電話相談

●子育ての相談 月～金曜日

地域子育て支援センター

(かがやきの森こども園) ☎58-2350

●育児・発育の相談 月～金曜日

保健センター ☎56-6006

●小・中学校の相談 月～金曜日

教育総務課 ☎内線206

●その他子育ての相談 月～金曜日

子育て支援課 ☎内線168

高齢者に関する電話相談

とき 月～金曜日

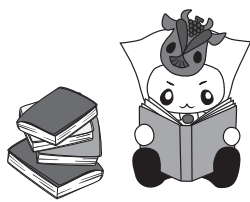
問い合わせ 地域包括支援センター

☎内線175・178・186

図書館 だより

開館・休館のお知らせ

- 開館 火～日曜日 午前9時30分～午後5時
(金曜日は午後7時まで)
- 休館 月曜日(祝日と重なる場合はその翌日)
※7月31日(金)は、月末図書整理のため休館です。
※7月より貸出冊数は1人5冊、期間は2週間に戻ります。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、臨時休館または一部利用制限する場合があります。



などの課題図書18冊が入っています。
夏休みにたくさん本を読みましょう。

◎高等学校の部
「廉太郎ノート」

谷津 矢車 著

◎中学校の部
「天使のにもつ」

いとう みく 著

◎小学校高学年の部
「ヒロシマ消えたかぞく」

鈴木 六郎 写

◎小学校中学年の部
「青いあいつがやってきた!」

松井 ラフ 作

◎小学校低学年の部
「山のちようじょうの木のてっぺん」

最上 一平 作

★2020年度 青少年読書感想文
全国コンクール課題図書

今月の新刊 ～司書のお薦め本～

一般書

…他12冊

「輪舞曲」

朝井 まかて 著



女優・伊澤蘭香の劇的な人生を、
徳川夢声ら三人の愛人と息子の
眼から描く

「認知症を予防する食事」

川口 美喜子 著



認知症予防には、適切な食習慣
が大切。毎日続けられる食事法
を紹介する

「結願」

小杉 健治 著



無実を訴える男のアリバイが崩
れたとき、弁護士は... 真実を
求めて四国お遍路へ向かう

児童書

…他7冊

「ゆりの木荘の子どもたち」

富安 陽子 作



いまは老人ホームとして使われ
ている「ゆりの木荘」。その住人
が時を超えて、子どもにもどっ
た…

「おふろだいすきねことおふろだいきらいねこ」

古内 ヨシ 絵



なかなかお風呂に入ってくれな
い子どもに、お風呂に入る意味
や楽しさを伝える絵本

「どっちがどっち!」

高岡 昌江 文



「にたもの」を比較して、見分け
るポイントをイラストで解説

町民の皆さんの、ご意見、本音、リアルな声をお聞きするために、「広報かわい」編集員が突撃取材!
今回は山口編集員が、中央公民館でクラブ活動をしている方々のリアル・ボイスをお届けします。

Real Voice

01

とうげいきょうしつ
陶芸教室



- 自然豊かなところが良いですね
- 散歩をしていると花に囲まれた
素敵な小路があったりと
長年住んでいても未知がたくさんです

テーマはこれ!

河合町の 良いところ 教えてください!

「広報かわい」編集員
山口 大翔



Real Voice

02

きもの
着物リメイク教室



- 皇居のカルガモちゃんのような、知る人ぞ知る
”大輪田のカルガモちゃんの大移動”が
あるんですよ
- このリメイク教室で作った服を着ていたら
見ず知らずの方に褒めてもらえました

Real Voice

03

しょうぎょうしつ
書道教室



- 季節によって移り変わる
広瀬神社の参道が好きです
- 古き良き時代の名残りがあふれ、
地域のまとまりがありますよね
- まほろばホールの音響がすごく良いと、
以前知人に褒められました

編

集 後 記

今月号の「KawAi Voice」では、中央公民館でクラブ活動をしている方々から町の魅力をたっぷり聞くことができました。新型コロナウイルスの感染拡大が少しずつ落ち着いてきて日常の生活が戻りつつあります。「新しい生活様式」を意識しながら、今後も町の新しい魅力を発信していきたいと思いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いします。(西)

kawaii! きっず

6月に応募いただいた、河合の子どもたちをご紹介します。



かみむら なお
上村 奈央 ちゃん
5歳



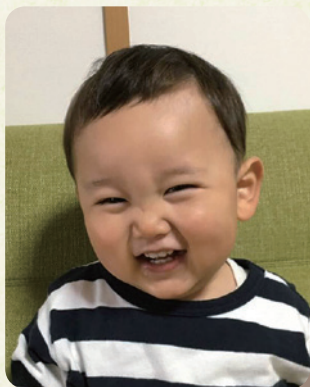
いけがみ りおな
池上 莉央奈 ちゃん
5歳



そうま
颯真 ちゃん
4歳



ありよし りんか
有吉 凛華 ちゃん
5歳



きたの しゅんき
北野 旬喜 ちゃん
1歳



まんたに ももか
萬谷 桃加 ちゃん
1歳



ふちがみ りの
渚上 莉望 ちゃん
3歳



はね たいせい
羽根 大惺 ちゃん
3歳

☆kawaii!きっず 大募集!

(6月末現在)

未就学のお子さまの写真を募集しています。下記E-mailまたは広報広聴課窓口までお申し込みください。

※応募多数の場合は抽選となります。掲載の有無についての連絡はいたしません。

広報かわい

2020年7月1日号(No.576)

編集・発行 河合町役場 企画部 広報広聴課
〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
E-mail kouhokawai@town.kawai.nara.jp
ホームページ <http://www.town.kawai.nara.jp/>



- 河合町役場(代表)
平日午前8時30分～午後5時15分
TEL 0745-57-0200
FAX 0745-56-4007
- 豆山の郷 TEL 58-2733
- 保健センター TEL 56-6006
- 役場出張所 TEL 32-6605
- 心の交流センター TEL 56-5196

- 清掃工場(環境衛生課) TEL 32-0706
- 上下水道課 TEL 56-5210
- まほろばホール TEL 72-1100
- 図書館 TEL 32-8605
- 中央公民館(生涯学習課) TEL 57-2271
- 西大和地区公民館 TEL 57-2271
- 総合スポーツ公園 TEL 56-4600
(スポーツ振興課)

■ は月曜日が休館です。

まちの動き

人口

17,521人(-13人)
男 8,166人
女 9,355人

世帯数

7,855世帯(±0世帯)

令和2年
5月末現在。
()は前月比

河合愛
KAWAI